

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 水俣市 (都道府県: 熊本県)

本事業の担当部局名 総務企画部地域振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	水俣市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,900,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通</p> <p>水俣市の人口はピーク時から半減し2万5千人を切り、令和4年の高齢化率は全国及び熊本県の平均を10ポイント近く上回っている状況にある。生産年齢人口(15歳~64歳)及び年少人口(0歳~14歳)も今後も減少する見込みであり、他の地域より早く少子・超高齢社会が進行している。</p> <p>また、少子化対策の重要な要素となる本市の出生率は令和2年5.68、令和3年4.86、令和4年5.37と、国及び熊本県平均(※)と比較しても低い数値で推移し、また年間の結婚者数(夫婦の双方又はいずれかが本市在住)も令和2年56組、令和3年62組、令和4年41組と停滞(減少)傾向にある。</p> <p>※厚生労働省「人口動態調査」における2021年の出生率・・・国6.6、熊本県7.4</p> <p>この状況を受け、本市では第6次水俣市総合計画の基本目標の一つとして「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)」を掲げ、本市で安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境の整備等を行うこととともに、少子化対策の入り口となる結婚数増加に向けた施策に取り組んできた。この結婚支援策について、従来より実施していた民間団体等が実施する婚活イベントへの支援や、令和5年度からは本交付金による結婚新生活支援補助金を創設したが、令和5年12月末時点で利用が1件(予算は10件分)に留まっている状況。しかし相談は一定数あり、更なる認知度向上を図りながら制度利用促進を図る必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通</p> <p>過年度に引き続き、民間団体等が実施する婚活イベント実施の支援や、結婚新生活支援補助金による若年層の新婚世帯の支援に取り組む。このうち結婚新生活支援補助金については、過年度は「夫婦の双方又は片方が婚姻を機に水俣市に転入した世帯」を対象(移住要件)としていたが、利用促進に向けてこの要件を撤廃することとする。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>本事業は、前述した若者世代の結婚を促進するため、経済的負担感等により結婚に踏み切れない若者世代に対し、住宅の購入、賃貸等に要する経費を一部補助することで、結婚機運を醸成し、結婚した夫婦の本市への定住を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的として位置づけ、実施するものである。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の支出先を市内事業者に限定(住宅新築及びリフォーム、引っ越し費用) ・その他、①水俣市における居住が一時的でないこと、②居住する地域の自治会に加入していること、③新婚世帯の双方が市税の滞納が無いこと、④新婚世帯の双方が暴力団員でないことを独自要件として設定。 			

2. 申請見込

①新規世帯見込	14	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	9	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

本市のR4婚姻数(41件)を5件増加させる目標(46件)と設定し、厚生労働省「人口動態調査」における婚姻時の年代統計、「国民生活基礎調査」から世帯所得統計、民間調査会社の結婚に関する意識調査の「婚姻時に転居する割合」のデータ等を勘案し、上記世帯数のうち本補助制度を活用する世帯数を試算。

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	1	世帯
～12月(実績)	1	世帯
1月～3月(見込)		世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	9 世帯 × 600,000 円 =	5,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円	
	(継続補助)	0 円	
	合計	6,900,000 円	

3. 広報の実施予定

・市の公式ホームページ及びLINE、市報やSNSの掲載、市内事業所等に情報提供等の広報活動を実施予定。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		市の婚活支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	14 (令和6年)	1 (令和5年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.73 (平成29年)	
	婚姻件数		件	41 (令和4年度)	
婚姻率			1.8 (令和4年度)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100 (令和6年)	10 (令和5年)
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50 (令和6年)	-	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	50 (令和6年)	-	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県HP等で当該事業及び実施市町村についての広報を行う。 ・熊本県が実施する都道府県主導型連携コース要件事業への連携は以下のとおり。 <p>【結婚支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村に、「まちのよかボス」養成研修の日程等の情報提供及び「まちのよかボス」相談所を設置する。 ・市町村は、市町村内の結婚支援に興味のある人を発掘し、「まちのよかボス」養成研修の受講案内を行うとともに、県が設置する「まちのよかボス」相談所を管内住民に周知し、相談者を「まちのよかボス」につなぐ。 <p>【子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、県が運営する子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の定期的なFAQや公共施設の情報更新について、県に情報を提供する。 ・市町村は、市町村内の子育てイベント情報や感染症・予防接種情報などの子育て支援情報を随時県に提供し、県は子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の配信機能を用いて、県民に向けて情報発信を行う。 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者及び関係団体と連携した結婚支援策の周知による結婚支援を促進。 ・市内民間団体等が実施する婚活イベントに補助金を交付(本交付金対象外)し、民間活力を生かした婚活イベントを実施。 ・令和6年度より、補助対象経費について原則市内事業者への支出を対象とする想定。これにより、市内経済への波及を狙いつつ、市内事業者、ひいては市民から水俣市内の新婚世帯応援の機運醸成を目指す。 				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者及び関係団体と連携した結婚支援策の周知による結婚支援を促進。 ・市内民間団体等が実施する婚活イベントに補助金を交付(本交付金対象外)し、民間活力を生かした婚活イベントを実施。 ・令和6年度より、補助対象経費について原則市内事業者への支出を対象とする想定。これにより、市内経済への波及を狙いつつ、市内事業者、ひいては市民から水俣市内の新婚世帯応援の機運醸成を目指す。 				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③前年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。